

令和6年度国保ヘルスアップ支援事業（ICTを活用した健康づくり推進事業）仕様書

1 目的

本県の生活習慣病受療率は全国平均に比べ高い状況にある。

そこで、歩数等の健康情報や特定健康診査の結果を可視化し、自分自身の健康意識の向上、特定健康診査の継続的な受診及び特定保健指導の利用を促進するとともに、これらのデータを県及び市町村が活用できる体制を整備することで、生活習慣病予防や健康づくりの質の向上を図る。

2 実施方法

委託者（鹿児島県（以下、「県」という。））からの委託により実施する。

本委託には、事業実施に必要なデータの收受に係る費用など、履行までに要するすべての費用を含むものとする。

なお、事業実施に当たり必要な部分をほかに委託する際は、あらかじめ県の承認を得る必要がある。

ただし、委託金額の2分の1以上の再委託をすること及び委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。

3 事業対象者

- (1) 県内市町村国保の被保険者（以下、「被保険者」という。）
- (2) 県内市町村国保主管課（以下、「市町村」という。）

4 履行期限

令和7年3月31日

5 業務内容

受託者は、次に定めるサービスを提供すること。

(1) アプリケーションの提供

アプリケーション（以下、「アプリ」とする。）は被保険者向けに提供するものとし、少なくとも以下に定める機能を有すること。

ア 機能要件

① 基本機能

- a アプリの利用登録をした者（以下、「利用者」という。）を、ID等で管理できること。
- b 利用者が、転居や資格喪失等により、事業対象者ではなくなった際、分かる仕組みがあること。
- c 利用登録に際しては、利用者自身の入力により氏名もしくはハンドルネーム、生年月日、性別を設定できること。

② 歩数、体重等（以下、「健康情報」という。）の可視化に関する機能

- a 利用者自身での健康情報の手入力が可能なこと。
 - b 利用者が所持するヘルスケアアプリ（iOS）及びGoogleFitアプリ（AndroidOS）と連携可能な計測機器にて記録した健康情報を自動で収集し、また、アプリ使用開始時に取得可能な範囲の過去の情報を反映し、アプリ内で表示できること。
 - c アプリ上で収集した利用者の健康情報を日、週、月の単位でグラフ化し、利用者がアプリ上で確認できること。
- ③ 特定健康診査結果の可視化に関する機能
- a 県等が提供する国保データベース（KDB）から出力された特定健康診査結果を、アプリに反映し、利用者が確認ができること。
なお、県が提供する特定健康診査結果は、市町村から提供の同意が得られたもので、県が現に提供可能と判断したものとし、毎月1回、最新月のデータに更新すること。
 - b 過去5年間の特定健康診査結果の推移、同年代平均値との比較を、アプリ内で表示できること。
- ④ 利用促進、健康意識向上、医療費適正化に関する機能
- 受託者は、アプリの継続的な利用を促す仕組みや、利用者の健康意識の向上、医療費適正化に資する仕組みをアプリ内で提供すること。
- ⑤ 利用者のサポートに関する機能
- 利用者向けの問合せフォームを用意すること。

イ 非機能要件

- ① 基本事項
- a AppleStore及びGooglePlayから問題なくアプリをダウンロードすることができ、利用者に、本アプリの購入費用及び本仕様書に記載された機能の利用料（通信費は除く。）が発生しないこと。
 - b スマートフォン（Android OS, iOS）で動作が可能であり、OS等のバージョンアップがあった際も対応できるよう、可能な範囲で配慮すること。
 - c アプリのアップデートを行う場合に、アップデート前のデータが正常に引き継がれること。
 - d 利用者の端末の内部ストレージを圧迫する容量でないこと。
 - e サーバー類は受託者で管理、運用すること。
- ② 保守管理
- a 受託者は、定期的にアプリの稼働状況の確認を行い、必要に応じて障害予防措置をとること。
 - b 受託者は、システムに異常があった場合に検知できるような監視体制を構築すること。
 - c 受託者は、システム障害の復旧後、障害原因と措置内容及び恒久対策を県の指定する方法で提示すること。

- d アプリ自体がウイルスとして利用者の端末に誤検知されないよう対策を講じること。

(2) データ利活用ツールの提供

ア 個人に紐付いたデータを閲覧するツール

43市町村に提供するものとし、少なくとも、アプリで収集した特定の個人の健康情報等を閲覧し、必要に応じてCSV形式等でダウンロードできる機能を有すること。なお、この閲覧及びダウンロード機能の提供にあたっては、各種関係法令等に基づいた適切な対応を行うこと。

イ データ可視化ツール

県に提供するものとし、その機能として、少なくとも以下に定める機能を有すること。

- ① ツール内で以下の情報が確認できること。
利用者情報（性別、年代等）、健康情報、特定健康診査情報
- ② 以下の項目で絞り込み表示できること。
年度、性別、年代、市町村、特定健康診査受診有無、アプリ利用有無
- ③ 情報を活用するための以下の機能を有すること。
グラフなどを用いた情報の可視化及び可視化した情報のダウンロード（CSV形式など）
- ④ ツール内のデータ分類、用語等については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」及び「IDC10対応標準病名マスター」など、公的な指標を用いること。
- ⑤ 以上で使用するデータは、対象となる市町村から提供同意が得られたもので、県が現に提供可能と判断したものとする。
なお、事前処理として、使用データについて個人が特定できないよう、受託者にて匿名加工処理を行うこと。

以上、ア及びイについても、5(1)イ①e及び②aからc記載の事項を満たすこと。このとき、「アプリ」は「システム」と読み替えること。

(3) そのほか

ア 受託者は、県や市町村が行うアプリ導入のための被保険者向け説明会等において、県と協議の上、可能な限り対面により必要な支援を行うこと。

イ 受託者は、本事業の参加者を増やし、事業効果を最大化させるために必要な広報業務（企画、ポスター作成等）を行うこと。

ウ 受託者は、本事業で提供するサービスについて、市町村向けの説明会を実施すること。また、必要があれば県と協議の上、対面またはオンラ

- インにより市町村への個別説明を実施し、また、市町村との打合せを実施すること。
- エ 県と受託者は、定期的にオンライン打合せ（事業分析、資料作成を含む。）を実施し、必要に応じて実施方法を協議すること。ただし、円滑な事業運営のため、必要に応じて県庁舎等にて対面で打合せの機会を設けること。
- オ 受託者は、県及び事業対象者（被保険者及び市町村）からの問合せに対応すること。なお、県からの問い合わせについては、必ず電話対応を可能とすること。
- カ 受託者は、履行期限までに本事業の実施結果について報告書を作成し、県に提出すること。

(4) 事業スケジュール

- ア KDBデータの提供 令和6年7月
- イ アプリの提供開始 令和6年10月上旬

6 円滑な事業実施に係る留意事項

以下について企画書中で説明すること

(1) 類似業務の履行実績

- ア 都道府県または政令市における類似事業の実績の有無及びその詳細
- イ 過去の類似事業（アに限定しない。）における利用者の利用状況（利用者数、継続率等）
- ウ AppleStore及びGooglePlayにおけるアプリの評価

(2) 有識者の監修状況及び参加状況

※有識者とは、医学等博士、医療専門職（医師、保健師、管理栄養士等）、健康経営エキスパートアドバイザー、プロジェクトマネージャー、そのほか円滑な事業実施に資すると認められる者。

7 セキュリティに係る留意事項

以下について企画書中で説明すること。

(1) アプリ及びデータ利活用ツールに関すること

不正アクセスに対する防御及び監視、サイバー攻撃対策、情報流出対策、技術的脆弱性対策、保管・管理方法、インシデント発生時の対応、アプリ等のログイン機能の有無及びそのほか必要と思われる対策

(2) 事業全体に関すること

行政専用ネットワーク回線（LGWAN-ASP）を介したデータ授受の可否、情報処理安全確保に関する有資格者の事業参加状況、プライバシーマーク等の認定状況

なお、事業実施にあたっては、個人情報保護法等関係法令、特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き、国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等の各種ガイドライン及び厚生労働省等の各種通知を踏まえたセキュリティ体制を構築すること。

併せて、受託者は本業務に係る情報セキュリティに関して以下の事項を遵守することとし、詳細は契約時に定めるものとする。

- a 情報資産（複製を含む。）の安全管理に係る責任体制を構築する。
- b 情報資産の取扱い責任者、従事者及び取扱い場所を県に報告する。
- c 県に無断で本業務の目的以外に情報資産を利用したり、第三者に提供してはならない。
- d 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負う。また事故発生時は直ちに県に報告し必要な指示を受ける。
- e 必要に応じて情報資産の取扱いに係る県の監査又は検査を受ける。

8 データの取扱い

本事業を遂行するために、県が受託者に提供する個人情報及び利用者から収集したデータ（登録情報、健康情報等）の取扱いについては、7に記載のほか契約により定めるものとし、事業が終了した場合には、県が指定する日までにすべてのデータを消去すること。

ただし、別途、有効な契約等によりその取扱いを定めた場合はこの限りではない。

9 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のないサービスの提供については、受託希望者の企画提案によるものとする。ただし、必要があれば、協議の上、企画内容の修正・変更を行う。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、実施する。
- (3) 本仕様書に定める事業の実施に支障が生じた場合は、速やかに県と協議を実施し、対応方針を示すこと。
- (4) 本事業による成果物（本事業の広報物、受託者が本事業のために作成した資料、報告書及びシステムからダウンロードしたデータ等）の権利（著作権、著作権等）は県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は第三者の権利を侵害するサービスを提供してはならない。なお、第三者から権利侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。